特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富士河口湖町は、国民健康保険の資格・給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権益利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	・本事務の一部を外部委託しているが、外部委託にあたっては、契約書に秘密の保持に係る条項を設け、取り扱う情報の秘密保持を徹底している。 ・職員及び委託事業者による不正行為を防ぐ方策として、「システムの操作者を限定」、「システムの捜査権限の適正な付与」及び「操作端末からの外部接続禁止及び記憶媒体の使用禁止によるデータ持出し制限」を行っている。 ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。

評価実施機関名

富士河口湖町長

公表日

令和7年5月23日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法等の規定に則り、被保険者の資格取得、喪失、第三者行為求償、被保険者証・限度額認定証・特定疾患受領証等の申請書の受理及び公布、保険給付申請書の受理・支給、等に関する事務処理を行う。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①被保険者の資格に関する届出受付、管理等に関する事務 ②医療給付に関する届出受付・管理・所得区分等の確認・給付 ・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。
③システムの名称	国民健康保険(税)システム、国民健康保険(資格)システム、国民健康保険(給付)システム、収納消込／滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合(国保集約システム) 国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(＊)」という。) ＊国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。

2. 特定個人情報ファイル名
国民健康保険税賦課ファイル、国民健康保険資格ファイル、国民健康保険給付ファイル、国民健康保険収滞納ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表44の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法第113条の3第1項、第2項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13号

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1、2、3、6、13、27、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、141、158、161、164、165、166、173の項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表69、70、71の項 ・番号利用法附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3第1項、第2項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民課
②所属長の役職名	住民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	富士河口湖町住民課　山梨県南都留郡富士河口湖町船津1700　電話番号0555-72-1114
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	富士河口湖町住民課　山梨県南都留郡富士河口湖町船津1700　電話番号0555-72-1114
9. 規則第9条第2項の適用	[　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故			
過去１年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[ ]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[ ]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[ ]接続しない（入手）**	**[ ]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業	[　　]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」（令和5年12月18日デジタル庁）により示された留意事項等を遵守している。	

9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[　　] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	番号法29条の2（研修の実施）及び富士河口湖町個人情報、個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する要綱第11条（教育研修）に従い、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員（会計年度職員を含む。）等に対し、毎年計画的に教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月29日	システムの名称	国民健康保険システム 中間サーバー 団体内統合宛名システム 国保情報集約システム	国民健康保険（税）システム、国民健康保険（資格）システム、国民健康保険（給付）システム、収納消込／滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合（国保集約システム）	事後	国保集約システム移行に伴う変更
令和1年6月21日	Ⅳ　リスク対策	なし	項目追加	事後	評価書の様式変更による
令和3年9月1日	Ⅰ関連事務 1．特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	略	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」 によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療 保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者 等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合 会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」 という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、 オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、 機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することと	事後	国保総合(国保集約)システム及び　医療保険者等向け中間サーバー等　における「オンライン資格確認等　システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務
令和3年9月1日	Ⅰ関連事務 1．特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	略	＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号 の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。）＞ ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から 　委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等に 　おける資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を 　抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の 　提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、 　当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等 　事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、 　当市から提供した被保険者資格情報とオン	事後	国保総合(国保集約)システム及び　医療保険者等向け中間サーバー等　における「オンライン資格確認等　システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務
令和3年9月1日	Ⅰ関連情報 3．個人番号の利用 　法令上の根拠	略	番号法第9条第1項　別表第一　30項 平成26年内閣府・総務省令第5号第24条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法　第9条第1項（利用範囲） 　別表第1　項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	事後	国保総合(国保集約)システム及び　医療保険者等向け中間サーバー等　における「オンライン資格確認等　システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務
令和3年9月1日	Ⅰ関連事務 1．特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	略	国保総合システムおよび国保情報集約システム（以下「国保総合(国保集約)システム（＊）」という。） ＊国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群 　と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	事後	国保総合(国保集約)システム及び　医療保険者等向け中間サーバー等　における「オンライン資格確認等　システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務
令和3年9月1日	Ⅰ関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる連携 ②法令上の根拠	番号法　第19条第7号及び別表第二 （照会できる事務）項番42.43.44.45 （情報提供できる事務）項番 1.2.3.4.5.12.15.17.22.26.27.30.33.39.42.58.62.80.87.88.93.97.106.109	番号法第19条第8号　別表第二 【情報提供】 1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120項 【情報照会】27,42,43,44,45項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】1,2,3,4,5,19,20,25,33,43,44,46条 【情報照会】20,25,26条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項 （利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備 　として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	事後	デジタル社会の形成を図る為の関係法律の整備に関する法律令和3年9月1日施行による条項号ズレによる修正。
令和6年1月23日	Ⅰ関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第二 【情報提供】 1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120項 【情報照会】27,42,43,44,45項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】1,2,3,4,5,19,20,25,33,43,44,46条 【情報照会】20,25,26条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項 （利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備 　として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	番号法第19条第8号　別表第二 【情報提供】 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120項 【情報照会】27,42,43,44,45項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】1,2,3,4,5,10条の2第2項,11条の2第2項,15,19,20,25,33,43,44,46条 【情報照会】20,25,26条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項 （利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備 　として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	事前	国保情報集約システムのクラウド化による評価再実施
令和7年5月23日	Ⅰ．3．法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一　30項 平成26年内閣府・総務省令第5号第24条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法　第9条第1項（利用範囲） 　別表第1　項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	・番号法第9条第1項、別表44の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法第113条の3第1項、第2項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13号	事後	
令和7年5月23日	Ⅰ．4．②法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第二 【情報提供】 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120項 【情報照会】27,42,43,44,45項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】1,2,3,4,5,10条の2第2項,11条の2第2項,15,19,20,25,33,43,44,46条 【情報照会】20,25,26条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項 （利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備 　として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1、2、3、6、13、27、42、48、56、65、69、83、87、 115、125、131、141、158、161、164、165、166、173の項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表69、70、71の項 ・番号利用法附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3第1項、第2項	事後	
令和7年5月23日	Ⅱ．1．いつの時点の計数か	令和5年5月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年5月23日	Ⅱ．2．いつの時点の計数か	令和5年5月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年5月23日	Ⅳ．8．人手を介在させる作業		新様式への変更に伴う項目の追加	事後	
令和7年5月23日	Ⅳ．11．最も優先度が高いと考えられる対策		新様式への変更に伴う項目の追加	事後	